

経営比較分析表（令和5年度決算）

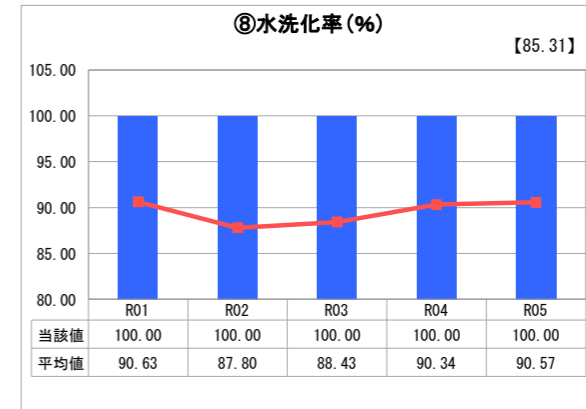
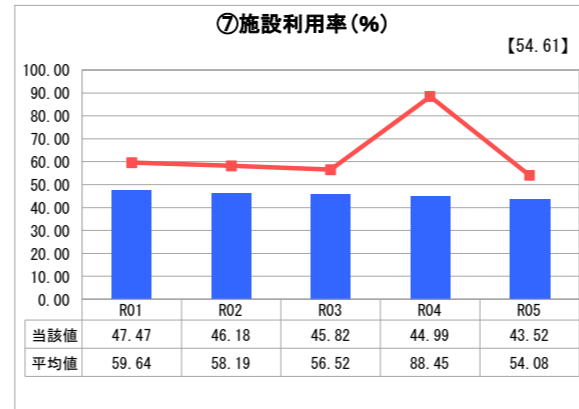
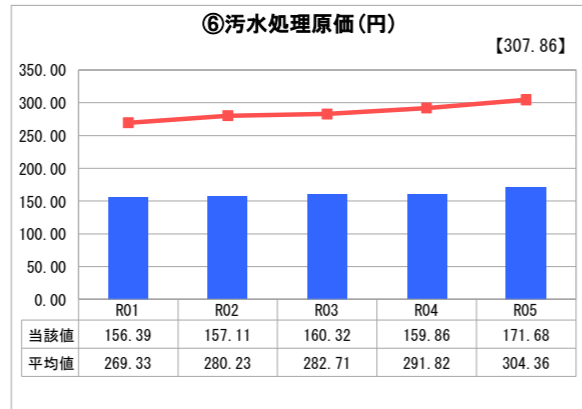
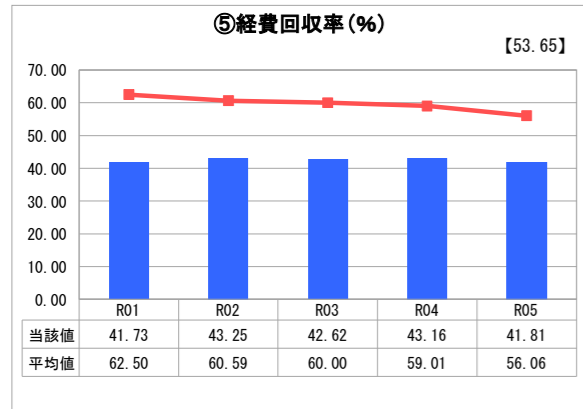
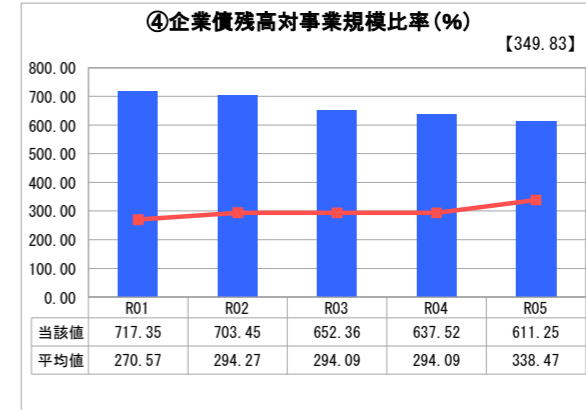
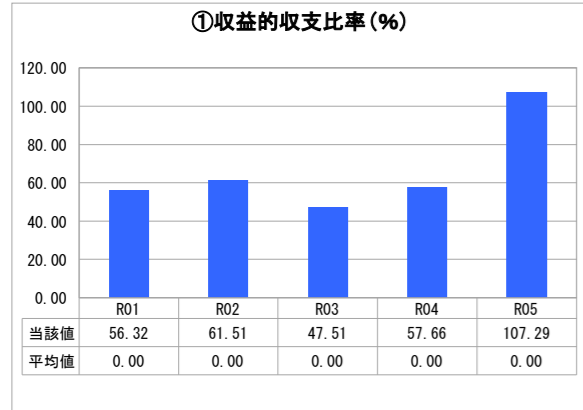
埼玉県 秩父市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	10.66	100.00	1,210

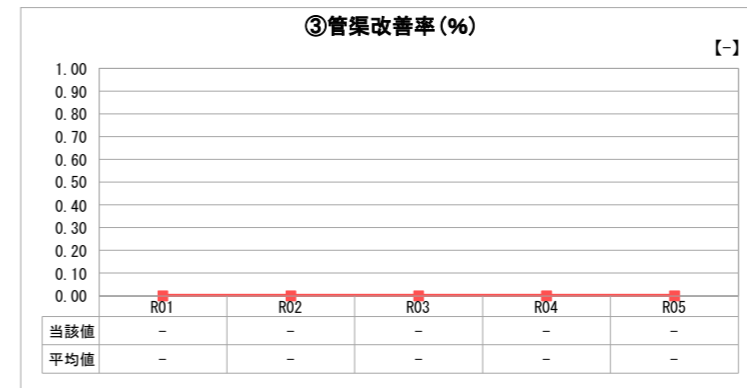
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
58,223	577.83	100.76
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
6,162	0.31	19,877.42

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、④企業債残高対事業規模比率
 当市の特定地域生活排水処理施設事業の使用料金は定額制を採用し月1,100円（税抜）と低く設定をしているため、令和5年度における使用料単価は71.78円/m³となり、国が要請する全国平均の使用料単価150円/m³を満たしていない。分流式下水道に要する繰入金等、基準内の繰入金を受けることができず、資本費に対し基準外の赤字補填繰入金が経営を維持している現状である。なお、令和5年度は、令和6年度からの公営企業会計に移行するための準備資金として、一般会計から繰入金を繰り入れたため、収益的収支比率が高くなっているのは、そのためである。また、当該事業の資本費に対する地方財政措置（公費負担分）は制度上約7割となっている。

⑤経費回収率、⑥汚水処理原価
 当市では維持管理費のうち法定検査及び保守点検費用は使用料で賄っているが、浄化槽清掃費用は各戸で使用者が直接負担しているため類似団体に比べ汚水処理原価は低くなっている。使用料収入で汚水処理に係る維持管理費分を賄えていないため、資本費及び維持管理費の不足分を一般会計からの赤字補填の繰入金によって経営を維持している。

⑦施設利用率
 事業年数の長さから休止施設や人口減の状況変化により類似団体と比較して利用率は低い。

⑧水洗化率
 設置後、すべて使用を開始しているため、水洗化率は100%と達成できている。

2. 老朽化の状況について

当市の特定地域生活排水処理事業は平成11年度から開始し、古いものでは25年が経過している。このため経年劣化による槽内部の消耗部品の故障件数が増加している。
 当市の事業ではブロウ交換を含む消耗品の交換、修繕については使用者負担と定めているため、老朽化による維持管理経費への影響は少ないが、今後は耐用年数の到来する浄化槽本体の更新について検討を行う必要がある。

全体総括

当市の特定地域生活排水処理施設整備事業は、汚水処理の未普及地域における早期普及を最重要として開始されたもので、住民負担も最低限に設定されている。①収益的収支比率（令和5年度を除く）、④企業債残高対事業規模比率、⑤経費回収率、⑥汚水処理原価の各指標において類似団体平均値と差が生じる要因は、低い料金設定であることと、清掃、修繕等を一部個人負担としている変則的なサービスに起因するものである。繰入基準を満たす料金設定が望ましいことである一方、増加する修繕件数に対し、使用者との費用負担の分担が維持管理経費の抑制にも繋がっていることから、料金改定に伴うサービスの改変によって生じる支出への影響を踏まえて検討する必要がある。

令和6年4月1日から公営企業会計に移行するため、さらなる健全性、効率性の向上を図りたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。